

店内喫煙可とする事業者の方へ

- 令和2年4月1日以前に営業している飲食店
- 個人または中小企業（資本金、出資金が5,000万円以下）が営んでいる。
- 客席面積が100㎡以下

上記の要件を3つとも満たしている場合、「既存特定飲食提供施設」となり、以下にご留意いただきますようお願いいたします。

① 表示の義務

- ・施設の出入口に「**喫煙区域**」があること、「**喫煙区域以外では喫煙禁止**」であることを**表示**
- ・喫煙区域には当該場所が「**喫煙可**」であること、「**20歳未満の者及び妊婦の立入禁止**」を**表示**
- ・従業員であっても**20歳未満の者及び妊婦は喫煙区域に立ち入らせることはできません。**


② 書類の保存義務

「既存特定飲食提供施設」の要件に該当することを証明する以下の書類を備え保存すること。

- ・喫煙可能室設置施設の客席部分の床面積に係る資料（店舗図面等）
- ・資本金の額又は出資の総額に係る資料（喫煙可能室設置施設が会社により営まれる場合のみ）

③ 届出の提出（依頼）

「喫煙可能室」を設ける場合は、裏面の届出書を保健所健康課へ提出してください。

※届出書の様式は姫路市ホームページ  **喫煙可能室届出** からダウンロードできます。

附則様式第1号（附則第2条第6項関係）

